

国における看護職員需給見通しの策定の考え方

国は、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づく看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的指針において、医療提供体制等を踏まえた需給見通しに基づいて看護師等の養成を図るなど就業者数の確保に努めることとされており、看護職員の需給見通しは、看護職員確保に資する基本的な資料として、5年毎に看護職員の需給見通しを策定している。

★平成29年度に策定予定であったが、平成30年度の第2四半期に策定に向けての作業延期となった。（参考スケジュール：資料5参考）

【国からの策定方針（平成29年9月現在）】

- 第5次（前回）のように、各医療機関での看護職員の必要数から推計するものではなく、病床機能報告制度を用いた現在の医療機能区分ごとの病床数（在宅医療等に関しては医療需要等）当たりの看護職員数を、地域医療構想に基づく2025年の必要病床推計に当てはめて推計を行う。
- また、政府の働き方検討会における労働条件や医師の時間外労働規制のあり方などを考慮したうえで、推計ツールを用いて推計を行う。
- 各年度毎の毎年の需給推計とはせず、2025年時点のワンポイントの需給推計とする。
- 本年度策定における医療計画「医療従事者の確保」における看護師等の項目においては、需給見通しについての記載はせず、各都道府県における課題や実情に応じた取組を記載する。